訓　令

○内閣府訓令第一号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

改正後	
担当	職務
経済財政運営担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務並びに政策統括官（経済社会システム担当）及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一～四　略］ ［削る。］

別表

改正前	
担当	職務
経済財政運営担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務並びに政策統括官（経済社会システム担当）及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一～四　同上］ 五　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する事項

［2～4　略］
［号を削る。］

5～10	［略］

［略］

経済財政分析担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　［略］ 2　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　経済に関する重要な政策に関する事項（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第四号から第十一号までに掲げるものを除く。）のうち地方創生に関する事項 ［3～12　略］

［略］

政策調整担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方

［2～4　同上］

5	内閣府設置法第四条第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
6～11	［同上］

［同上］

経済財政分析担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　［同上］ 2　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　経済に関する重要な政策に関する事項（内閣府設置法第四条第一項第四号から第十一号までに掲げるものを除く。）のうち地方創生に関する事項 ［3～12　同上］

［同上］

共生社会政策担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［号を加える。］